

平成29年 第1回臨時会

摂津市議会会議録

平成29年7月25日 開会
平成29年7月25日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成29年第1回臨時会

○7月25日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第58号	1- 3
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（渡辺慎吾議員、森西正議員）	
採決	
日程3 議会議案第13号	1- 9
提案理由の説明（上村高義議員）	
討論（三好義治議員、中川嘉彦議員、村上英明議員、安藤薫議員、 鳴野浩一郎議員、渡辺慎吾議員）	
採決	
閉会の宣告	1-15

☆添付資料

議決結果一覧	資料- 1
--------	-------

平成29年第1回摂津市議会臨時会会議録

平成29年7月25日(火曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	上 村 高 義	2 番	木 村 勝 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	福 住 礼 子	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	村 上 英 明	8 番	三 好 義 治
9 番	東 久美子	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	嶋 野 浩一朗
18 番	野 原 修	19 番	森 西 正
20 番	渡 辺 慎 吾		

1 欠席議員 (1名)

17 番 市 来 賢太郎

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志
建 設 部 長	土 井 正 治	上 下 水 道 部 長	山 口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石 川 裕 司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前 馬 晋 策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊 田 拓 夫
消 防 長	樋 上 繁 昭	環 境 部 参 事	鈴 木 康 之

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤 井 智 哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩 見 賢 一 郎
---------	---------	-------------------	-----------

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
 - 2, 議 案 第 58号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第2号）
 - 3, 議会議案 第 13号 東海道新幹線鳥飼車両基地における地下水の揚水中止を求める決議の件
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程3まで

(午前10時 開会)

○野原修議長 ただいまから平成29年第1回摂津市議会臨時会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成29年第1回摂津市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には公私何かとお忙しい中、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回、お願いいたします案件は、議案といたしまして、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のご審議をお願いいたしますものでございます。

これは、過日の新幹線鳥飼車両基地訴訟の控訴審判決を不服として、最高裁判所に上告する方針を固めましたので、上告審にかかわる訴訟費用を用途とする補正予算を提出いたしますものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○野原修議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び上村議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日の1日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、議案第58号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回の補正の内容といたしましては、環境保全協定の地位確認及び井戸掘削差し止め等請求事件にかかる追加補正となっております。

補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、その総額を342億4,466万7,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきまして、款18繰入金、項2基金繰入金300万円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして、款4衛生費、項1保健衛生費300万円の増額は、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)との訴訟において、最高裁判所への上告にかかる訴訟等委託料の増額でございます。

なお、上告につきましては、控訴審判決の翌日から起算して2週間以内との規定により、7月26日が期限となっておりますので、現在、上告に向けて手続を進めているところでございます。

以上、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第2号)の内容説明とさせていただきます。

○野原修議長 説明が終わり、質疑に入ります。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、質問させていただきます。

当時、この訴訟に踏み切ったとき、ちょうど私は議長の時でありました。

J R 東海を相手に公害問題の訴訟ということで、当時もマスコミ等で非常に騒がれたわけです。そのときに、理事者側にいろいろ説明をいただきました。当時、現教育委員会の北野部長が、担当部局の生活環境部理事でございまして、そのときに、まずはこの訴訟に対して、本当に勝つ見込みはあるのか。どのような展開でこの裁判に臨んでいくのかということで、私は議長の立場として確認をした事実がございまして。

そのときに、理事から、「これは勝てる裁判です。7割方勝てると思います。そして、摂津市の顧問弁護士の宮崎綜合法律事務所は、このような裁判は弁護士冥利に尽きるというようなことを言っておられる」ということを聞きまして、私は一部安堵して、それやったら決意を持って、「やっぱりこれは訴訟に臨むべきや」、私は当時、議長席からも市長に対して、そのようなことを発言した記憶がございまして。

当時、山崎副議長と一緒に J R 東海の関西支社に行き、そして、抗議文を渡したんですけど、もう本当にけんもほろろに追い返されたような状況でしてね。しかし、市が、勇気をもってそれに臨むということで、我々も支援してきたわけでございまして。

しかし、現実問題として、一審で棄却されたわけです。当時、もう議長をおりていましたが、そのとき幹事長会議で、二審に臨むということで、そのとき、私はもうこの一審で棄却されたんやから弁護士をかえるべきじゃないか。現実的に J R 東海に負けたわけですから、その1つの手法は、弁護士をかえて発想を転換しながら二審に臨むべきやということで、私はそういう形で行ったことがあります。

J R の裁判というのは、国鉄の時代から絶えず公害訴訟を勝ち抜いてきた歴戦の強者ぞろいというように聞いております。

そのような弁護士事務所に対して、本当に、これ、盤石な体制で臨んでいるのかということで、そういうことも質問したことがあります。発言したこともあります。

今回、そういう形で二審の判決を受けても、それでもこの井戸水の汲み上げはとまらないということで、これは300万円の補正で最高裁判所にも行くということでございまして。

これはもう私も賛成なんです。後で、議会議案第13号の賛成討論をさせていただきますけど、我々議会としても非常にいらついとるわけです。

だから、今回、議会議案として差し止めの1つの議案を出したわけです。

裁判というのは戦術と戦略を練りながらやっていかなあかんのに、果たして理事者側は、そういうことに関してしっかりと戦術と戦略を練った中で、今回、最高裁判所に臨まれるのかどうか、市長のほうからお気持ちをお伺いしたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 ただいま渡辺議員から、一審、二審についての経緯、今後等々についてのご質問だと思います。摂津市の顧問弁護士であられる宮崎綜合法律事務所、私から言いますと、この法律事務所は非常に立派な法律事務所ではないかと思っております。今日まで、私が市長になって、いろんな行政課題についてのいろんなアドバイス等々を受けておりますけれども、陣容、内容については、何ら問題はございません。

大阪高等裁判所の判決を聞かれたと思っておりますけれども、はっきりと大阪高等裁判所の裁判官は一審の判決を見直すと冒頭に言

われたわけですね。もう全てを否定といえますか、見直したいということから入られたと思います。

今日までの経緯、そして、深刻なこの地盤沈下の問題等々に一切触れずといえますか、審理したのかしてないのかも疑わしいんですけども、その上で、ただ、市域のみに限って出した判決、これはもう言語道断と私は一審判決のときに言ったんです。

大阪高等裁判所の判決では、そのことについて、まさしく「そうです。そのとおりです。見直します」というふうな判断をされたと私は思っております。そういう意味では宮崎綜合法律事務所のこの対応、これはしっかりと摂津市の意を踏まえて、対応していただいたと思っております。

ただ、今、議員がおっしゃったように、いろんな訴訟、いろんな弁護団とか、いろんな取り組みの仕方があります。やっぱりそれなりの強力な態勢で臨んでいく、これが1つの方法の中にあろうかと思えます。

一審、二審を通じて、いろんな学者等々の、掘ったら、水を揚げたら下がりますよと、下がるおそれがありますよという提出した証拠の中に、著名なる学者の論文また意見書が添えられております。その中でも、弁護士資格を持っておられる方もおられます。そういう方との連携も図りながら、さらに強固な態勢で最高裁判所には臨んでいきたいなと思っております。

以上です。

○野原修議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 説明いただきましたけど、例えば、市長がおっしゃったように、二審の判決では、その意をしっかりと大阪高等裁判所は汲んでくれたということでご答弁いただいたんですけど、しかし、現実に井戸水の汲み上げを停止するということには

なっていないわけです。

最大の問題点は、環境保全協定もそうなんですけど、住民が地盤沈下によって被害をこうむるということ阻止するというのが一番の我々の目的だし、議会の目的でもあるわけです。それでも、現実的に水は汲み上げられているわけですから、その辺のいら立ちが、地域住民も我々もあるわけですから、例えば、1つの戦略と戦術、同じ手法でこの最高裁判所まで行くのは厳しいのではないかと。

現実問題として一審では棄却され、二審では一部認められ、一部では向こうの論点と、一勝一敗のような状況でございます。

最高裁判所で勝つような1つ大きな柱が要すると思うんです。例えば、裁判というのは解釈の違いでいろいろやりとりするわけですよ。その解釈を、やっぱり同じような解釈でやって勝てるのかということがあって、そのためにいろんな弁護士、例えばセカンドオピニオンじゃないんですけど、我が摂津市にはもう一人の顧問弁護士がおられるわけです。そういう弁護士ともきちっと話をしながら、また、いろんな知識を得ながら、この裁判に臨む姿勢が必要じゃないかと思うんです。

どういう方向性でもう一遍戦うのか、同じような論法でいくのか、また、違う観点から戦っていくのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 今、渡辺議員のほうから、いろんなご提案をいただきました。

1つは、当市には顧問弁護士、1つの団体、1つの個人がおられます。

もう一方の顧問弁護士は、どちらかといえば行政対象暴力、最近よくある過激ないろんな要望等々に対応する、どちらかとい

うと刑事訴訟というところを専門的にという形でございますので、この訴訟になじまないのではないかなと私は思っています。

ただ、そういうご提案というものは、しっかりと受けとめたいなと。

今、いろいろおっしゃいましたけれども、今度の裁判、私はあの裁判判決の中身をじっとひもといてきたんですけれども、五十数年前に異常とも言える五十数センチの地盤沈下があったと。このことを深刻に受けた国鉄が摂津市と協議の上、よし、もう掘らんとこうというようになったわけですね。

その間、いろいろないきさつがあったと思います。その上で汲み上げはしないと、そういう約束、協議を締結したわけですね。

以前の公同士の約束事、これ以上のものはないと思うんですけれども、そのことについて二審の判決では、あの環境保全協定書は有効である、そして、法的根拠があるとまで断言されたわけなんです。そういう意味では、私は、二審の判決は9割勝ったと思っております。

ただ、あの中で、住民とJR東海との約束事、掘らない、この環境保全協定書が有効で法的根拠がある。ただ、その一方で全ての範囲内で掘ってはいけませんとは言いませんというような、まさに曖昧な項目が加わったわけですね。

本来、安全・安心を一番モットーとするJR東海の立場であれば、この前段の部分を聞いただけで、即刻、汲み上げはやめるべきなんです。普通の民間企業ではないんです。普通の民間企業やったら、ええとは言いませんけどもね。

まさに安全・安心、これからリニアカー等々をやるうとしておる会社であります。そういう会社であれば、あの二審の判決を聞いたならば、確かにそうやなど、これは

考えようと。そうしてくれるのが当たり前なのに、あの判決の次の日からまた水を揚げ始めた、私はもう本当に怒り心頭で、何度も使いますが言語道断です。

だから、裁判の方法として、最高裁判所に訴えて、そして、このことについて、最高裁判所に何とかしてこの理念、9割方掘ったらいかんのやということを裁判所は言ったと、私は思います。それを無視して、すぐ次の日から掘る、このJR東海の姿勢を一回正してほしいと言いたいと思うんです。宮崎綜合法律事務所を中心に、今、ご提案があったようなことも考えながら、何としても勝訴するようにしっかりと最後まで戦いたいと思っております。

以上でございます。

○野原修議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 これです3回目ですから、最後になると思います。

市長のおっしゃることは、私も、議会も、皆、大賛成です。理念とか、それから約束を守れというのは当然の話です。

しかし、僕はずっと国鉄からJR東海の裁判をひもといてみたんです。

例えば、国鉄やったら国の1つの公な機関です。しかし、JR東海は民間会社です。民間会社になったときに、やっぱり会社の利益を最重点に考えるのが民間会社なんです。

あれだけの大きい会社になったら社会的責任は、当然、問われるんですけど、しかし、企業としては、利益を追求するのは、これは当然の話であって、現実問題として、市長は9割勝ったと言いますが、何回も言うようですが、今、井戸は汲まれとるわけですね。

我々の考え方からいいますと、例えばきょう1ミリ、あした2ミリじゃないんやけ

ど、着実に地盤沈下につながっていくんじゃないかと我々は思っとるわけです。

だから、その点に関しては、私の個人的な考え方かもしれませんが、気持ちは一致しとるわけで、ただ、その裁判に勝つためには、どのような布陣をするかということが一番の問題なんですよ。

宮崎綜合法律事務所は、当然、それなりの実績があるかもしれませんが、JR東海は、もっともっと公害裁判において実績を踏んで場数を踏んだ弁護団が、やっぱり相手なんですよ。だから、我々の顧問弁護士だけじゃなくて、例えば、これはまたひとつ我々のことなんですけど、橋下徹弁護士の事務所に頼んでもいいことやし、それからほかの弁護団も、いろんなことで知識をかりながら勝つという。そして、ここにマスコミの方も来られていますけど、マスコミの方も住民の安心・安全を守ることによって協力をいただいて、一丸となって、この裁判を戦い抜く決意が要るというように思いますが、その点だけ、決意だけもう一遍お願いします。

○野原修議長 市長。

○森山市長 三度のご質問、ご提言をありがとうございます。

裁判の方法といたしましては、やっぱり我々原告と弁護士との信頼関係、これはもう一番大切なことでございます。

そういう意味からいうと、市の顧問弁護団であります宮崎綜合法律事務所を中心に戦っていきたいと、これは変わりません。ただ、手法はやっぱり、今、ご提案があったようなことも踏まえていろいろと考えていく。恐らく宮崎綜合法律事務所も、これはそれなりにもう事務所の看板をかけてでも戦ってくれるであろうと私は期待をいたしております。

今、おっしゃいましたように、国鉄からJR東海に、民間になつとるから、それは同じようにはいかんでというお話はよくわかりますけれども、私は、確かに民間にはなりましたけれども、まさに、もう準国営といってもいいと思うんです。

だから、これだけ世の中、非常に複雑多様化している中、やっぱり安全・安心第一主義でこれからもいってほしい。そういう意味からいうと、これはJR東海の理念といたしますか、今後のあり方にも非常に大きくかわってくる問題ではないかと思っております。ですので、今、本当に、言われたような単純な、もう民間やから放つといてくれというように判断したとするならば、私は非常に残念であると。

そういう面も含めて最高裁判所で戦いますんで、また、応援してください。

以上です。

○野原修議長 ほかにありませんか。森西議員。

○森西正議員 今回、JR東海が井戸の汲み上げ、揚水を開始したわけでございますけれども、それに伴いまして、摂津市自治連合会・鳥飼地区自治連合会がJR東海関西支社に出向いて抗議を行いました。

裁判の判決内容に、私も本当に納得がいきません。

今回の裁判、二審では環境保全協定に関しては認めていただいたと。しかしながら、揚水、井戸の汲み上げに関しては、具体的危険性がないというふうなことで、実質は9割方、摂津市のほうが勝ったと市長は先ほどおっしゃいましたけれども、汲み上げを認めたというような判決になっております。

私は反対に、これは9割方勝ちというよりも、これはもう負けというような判決で

あったと感じております。

住民からすると、掘削場所が摂津市であろうが、茨木市であろうが、どこであろうが、この摂津市が地盤沈下してはいけないわけですから、井戸の掘削によりまして、かつて昭和39年から環境保全協定を結ぶ昭和52年までの間に、摂津市の中で、特に新在家は50センチ以上、安威川以南では30センチから50センチ、60センチという、これは大きな地盤沈下が起こったわけでございます。

具体的危険性がないということで裁判所のほうはおっしゃいましたけれども、数年の間に30センチから50センチ地盤沈下をするということ自身は、これはもう具体的危険性であったと考えるのが当然だと思っております。

その反面、安威川以南が地盤沈下をしているときに、安威川以北は、どの程度、地盤沈下をしていたかといいますと、これは10センチにも満たないような地盤沈下で、これは大きな差があるわけです。

裁判では、摂津市が、太中浄水場で多くの井戸水を汲み上げていると。半径2キロ以内の太中浄水場で多くの地下水を汲み上げているが、現在は地盤沈下が発生していないから汲み上げても大丈夫なのだということの見解でありました。

地盤沈下をしない土地の例として太中浄水場を挙げているわけですが、そこを例に挙げているということ自身が、まずこれは、全くの間違いであると考えておるんです。

最高裁判所の中で、まず、摂津市が、そこは間違いなんだというところを訴えていかなければならないと思いますし、裁判官にそのようなところを認めていただかなければならないと思います。

それは最高裁判所で、弁護団のほうにこ

れは頑張っていたかなければならないと思うんです。

昨日、鳥飼地区自治連合会の臨時役員会が開催されまして、その中で、こういうような意見がございました。

まずは水準測量。それはこれから必ず、地盤沈下が起こったかどうかというようなことは、測量をしていただきたいところですね。それはもう必ずお願いしたいところです。

そしてもう一点です。JR東海側は井戸水を汲み上げても地盤沈下が発生しないんだからと。これはJR東海と市なのか、住民なのか、どこになるのかわからないんですけれども、もし仮に地盤沈下をすれば、裁判では井戸の差し止めといいますか、汲み上げは絶対しないというような形で戦うべきであって、井戸水を汲み上げないというような形を勝ち取らなければならないというふうに思います。

けれど、もし仮に汲み上げをした場合に、もう既に汲み上げをしていますから、地盤沈下をした場合には、JR東海からそれに伴った損害賠償を、請求するという契約をすべきじゃないかと。もうJR東海は100%井戸水を汲み上げても地盤沈下をしないということでもありますから、判を押しても、これは紙切れなわけですから、そういうふうな部分をすべきではないかというような、そういうような鳥飼地区自治連合会の臨時役員会で声がありました。

その点に関して、市としてどのように考えていくのか、考えておられるのか。もしくは、そういうような声もあるということをお弁護団に対して、どのように訴えていかれてというか、話をされていって裁判に向かわれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○野原修議長 質問は2点ですね。測量と地盤沈下した場合の補償に関して、どういう契約を結ぶかということによろしいですか。森西議員。

○森西正議員 はい。

○野原修議長 答弁を求めます。環境部参事。

○鈴木環境部参事 まず、地下水の汲み上げによります測量の件なんですけども、この測量につきましては、今後とも、水準の位置を確認しながら状況を把握して、その状況を見た上で対応していく必要があると思っていますので、継続して調査を進めていきたいと思っています。

次に、鳥飼地区の皆様の要望を、今、お聞きしましたので、これにつきましては宮崎綜合法律事務所の弁護士とも相談しながら、より市民に近い形で要望が伝わるように、また、最高裁判所への上告に向けて、よりよい資料を作成しながら、市民の声が届くように裁判をしまりたいと思っています。

以上でございます。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 損害賠償といえますか、要するに原状復帰を、例えば地盤沈下をしたらその土地の高さを戻してほしいだけなんです。高さを戻すに当たって、そうしたらどうするのか。その地盤沈下した各建物をジャッキで上げて、その下に土を盛っていただいたらいいわけですよね。仮に安威川以南全体が地盤沈下すれば、この安威川以南全体を盛り土していただいたらいいわけですよ。建物、工場、倉庫、田んぼ、畑、全ての下に盛り土をしていただいたらいいわけですよ。

もし、不可能であるというのであれば、それに見合う対価の賠償をということになります。

ここで答弁というのは、なかなか難しいと思います。答えるというのはなかなか難しいと思います。要するに、まずは原状復帰をしていただくと。それが不可能であれば、その対価に見合う金銭ということになってこようかと思っていますので、その点、弁護士団のほうにもよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○野原修議長 ほかにありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議案第58号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○野原修議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程3、議会議案第13号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 ただいま上程となりました議会議案第13号、東海道新幹線鳥飼車両基地における地下水の揚水中止を求める決議の件につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年6月、東海旅客鉄道株式会社が東海道新幹線鳥飼車両基地において、井戸を掘削するという計画が判明したことから、同年11月、摂津市議会は、摂津市が東海旅客鉄道株式会社に対して行った環境保全協定の遵守と井戸掘削の差し止めを求める訴えの提起に、全会一致して賛成しました。

そして、同年12月には、東海旅客鉄道株式会社に、環境保全協定遵守を求める決議を行ってきたところであります。

東海旅客鉄道株式会社は、この間、市民の声に耳を傾けようともせず井戸を掘削し、試験揚水を実施、そして今般、控訴審の判決が出るや否や、地下水の揚水を開始したことが判明しました。過去の地盤沈下の歴史から、環境保全協定締結に至る経緯を無視し市民に新たな不安をもたらす、このような行為は断じて容認できるものではありません。

本日、地下水の揚水差し止め請求を棄却した控訴審判決を不服として、最高裁判所へ上告するための平成29年度摂津市一般会計補正予算（第2号）が全会一致で可決されました。

訴訟が新たな段階へと進むこととなった今、摂津市議会として地域の環境と市民の安全・安心を守るという立場で、東海旅客鉄道株式会社に対して、鳥飼車両基地における地下水の揚水中止をよう求める決議を上げていただきたいと思います。

以上、東海道新幹線鳥飼車両基地における地下水の揚水中止を求める決議についての提案説明とさせていただきます。

○野原修議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 質疑なしと認め、質疑を終わ

ります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。三好議員。

（三好義治議員 登壇）

○三好義治議員 民主市民連合を代表いたしまして、議会議案第13号に対して賛成の立場から討論を行います。

過去、鳥飼車両基地周辺において著しい地盤沈下が発生した経験から、当時の国鉄は地域との共存共栄を目指して、井戸水の汲み上げを中止し、上水道、工業用水を使用する決断をなされました。当時の経営陣は非常に賢明であったと言えます。

しかしながら、現在のJR東海は、摂津市や市議会、市民による再三の抗議や申し入れにもかかわらず、井戸の掘削工事を強行し、既に地下水の汲み上げも開始したとのことであります。

国鉄時代から引き継がれてきた環境保全協定を無視し、住民への説明のないまま計画を強行するJR東海の態度には、地域住民を大事にする姿勢は全く感じられません。

JR東海は、大規模災害時に備えて水源を上水道との二重系化するために、井戸を掘削し、地下水を汲み上げると言っています。

私たちは阪神淡路大震災を経験いたしました。東海道新幹線は、復旧まで3か月間かかりました。摂津市の上水道はほとんど影響なく、鳥飼車両基地にも上水道を供給し続けたと記憶しております。

沿線住民を不安に陥れるまで、地下水を汲み上げる必要性がどれだけあるのでしょうか。

控訴審判決後の新聞報道によると、井戸水は新幹線の車両洗浄のほか、トイレや洗面所の給水などに使用するとされており、常時、上水道や工業用水のかわりに使用することが前提のようであります。水源の二重系化を口実にしたコストカット策というのが本音ではないでしょうか。

J R 東海は、リニア中央新幹線計画を進めるため、現在、多くの地域で沿線住民と向き合っているはずですが。新幹線鳥飼車両基地で起こっていることを、リニア中央新幹線の沿線住民は、どのように見ているのでしょうか。

J R 東海は、日本の動脈と社会基盤の発展への貢献を大義名分に、みずからの利益だけを考える利己的な企業体質になっているのではないのでしょうか。地域の安全を守り、企業市民として地域に奉仕し、地域と共存共栄する企業体質に改善すべきではないのでしょうか。

J R 東海に対して、大企業のおごりや慢心を捨て、今こそ一歩立ちどまって沿線住民の声に耳を傾け、地下水の汲み上げを即時中止することを求めて賛成討論といたします。

○野原修議長 中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、議会議案第 13 号に対する賛成討論を行います。

摂津市、とりわけ鳥飼地区では遠い昔から台風や集中豪雨などによる水害と戦い続けてきました。そういう歴史があります。

摂津市教育委員会が刊行した「摂津市域の歴史と昔の暮らし」によると、淀川の堤防上に避難小屋のテントが並ぶ航空写真と

ともに、ここには、「摂津市域は洪水に悩まされてきた地域です。」「川底を掘り下げたり、堤防を高くしたり」、「さまざまな努力が積み重ねられてきました。」「今見られる川の姿は先人たちの苦労の集積の結果なのです。」と書かれています。

水害との戦いの歴史から学んだことを、摂津市と当時の国鉄は環境保全協定に生かし、ここで地下水は汲み上げないと約束しました。

J R 東海もその環境保全協定を継承しています。

このような歴史を J R 東海はどのように捉えているのか、甚だ疑問であります。

先月、国土交通省近畿整備局から公表された淀川水系の洪水による最大規模の浸水想定によりますと、摂津市では安威川以南を中心に、面積で 8.2 平方キロメートル、平均で深さ 4.7 メートル、最大では深さ 7.3 メートルにまで達する浸水が想定されています。

また、摂津市では、最大で約 15 日間にわたり 50 センチ以上の浸水が継続するとされ、これは北摂で最も長い期間になります。

近年、全国各地でゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨が多発しています。下水道の処理能力を超える大量の雨が降り、河川が増水して雨水を排出できなくなると、河川の決壊だけではなく内水氾濫が懸念されます。

水は当然、低い所に流れます。このような状況のもとで、さらに J R 東海の地下水汲み上げ再開によって地盤が沈下するようなことがあれば、さまざまな水害が起こる危険性はますます高まり、被害の拡大につながります。

多くの市民の皆さんが、J R 東海の暴挙

に対して不安を感じておられます。

我々議会も含め、市民の安全・安心を守るために、ＪＲ東海に対して地下水の汲み上げ中止を強く求め、賛成討論といたします。

○野原修議長 村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、公明党を代表いたしまして、議会議案第１３号に賛成の立場から討論を行ってまいります。

東海道新幹線は開業当時、夢の超特急と呼ばれ、当時の子どもたちの憧れの的でありました。今も、新幹線鳥飼車両基地は、摂津の子どもたちにとっても自慢できる場所、そして、憧れの場所でもあります。

摂津市民にとっても、過去の新幹線公害問題を乗り越え、共存してきた歴史も踏まえて、新幹線鳥飼車両基地は子どもたちに見せてあげたい摂津市の名所の１つであると、本来であれば言えるはずであります。

ところが、ＪＲ東海は、過去の歴史や市民の思いを考えようともせず、環境保全協定という約束を守ろうともせず、茨木市域からであると詭弁を使い、具体的危険性がないからと安全をないがしろにして、一方的に井戸を掘削し、地下水の使用を開始いたしました。

約束を守る、人をだまさない、これは一般社会のルールとして当然すべき、守るべきことであり、大人は子どもたちのお手本にならなければなりません。

約束を守らない、人をだますということは信頼されません。これは、人も企業も同じであります。

ＪＲ東海は、会社よりも地域を第一にするべきであります。ＪＲ東海ของบริษัท概要には、行動指針として、「安全」最優先の行動、「信頼されるサービス」の実践とあり

ます。さらに安全綱領には、「疑わしいときは手落ちなく考えて最も安全と認められるみちを採らなければならない」と、わかりやすく明確に書かれています。

これは単に列車の運行だけではなく、沿線の地域環境や住民も含めた安全であり、信頼であってほしいものであります。

先人が汗をかき、新幹線をめぐる騒音や振動などのさまざまな公害問題を地域と一体となって解決してきた歴史をしっかりと認識し、未来の子どもたちにつないでいくことが、現代に生きる我々の務めであると考えます。

特に、地盤沈下は、一旦、起こればもとに戻すことは不可能であります。摂津市は地形上、歴史から見て浸水被害に悩まされ続けてきました。ただでさえ低い土地に、地下水の汲み上げ再開によって地盤沈下が再び起これば、摂津の子どもたちの未来に、防災上の大きな負の遺産を残すこととなります。

摂津の子どもたちに負の遺産を残さないためにも、新幹線が今以上に、子どもたちに夢を与え続ける存在であり続けるためにも、地域との連携を大切にするためにも、ＪＲ東海に対して地下水の汲み上げを中止することを求め、賛成討論とさせていただきます。

○野原修議長 安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議会議案第１３号に対する賛成討論を行います。

国鉄分割民営化から、３０年が経過しました。国鉄分割民営化によって生まれたＪＲ東海が現在、売上高、経常利益率３６％、営業収入５、５５６億円という高収益を上げているのは、長期債務を国民負担につけ

かえ、ドル箱路線である東海道新幹線を譲渡されたからです。

新幹線や新幹線基地が地域住民にもたらした騒音、振動、地盤沈下などの環境悪化に対する旧国鉄の責任は、当然、JR東海が引き継ぎ、真摯に環境保全に取り組むべきものであります。

ところが、JR東海は、摂津市との環境保全協定がありながら、何の相談もなく井戸掘削工事や試験揚水などを強行、そして今度は、控訴審判決直後に地下水汲み上げを開始したことが判明しました。安全第一でなければならない旅客輸送事業を営む、極めて公共性の高い大企業として、また、旧国鉄の事業を引き継いだ企業として考えられない、地域住民や自治体を軽視した横暴、身勝手な振る舞いであります。

再び地盤沈下が起きれば、もともと地盤の低い鳥飼、新在家地域では、昨今、頻発する記録的短時間豪雨などによる浸水被害の危険性が高くなります。

地盤沈下は元に戻すことができず、損害は甚大でありながら、市民がその因果関係を証明し、損害賠償を問うことは極めて困難と言えます。かつて地盤沈下が起きたという歴史的事実が具体的な危険性であり、未然に防止するために地下水汲み上げを禁止した環境保全協定を遵守することこそが地域の安全を守る唯一の方法です。

控訴審判決は到底受け入れることはできず、摂津市の上告によって裁判は継続されますが、JR東海には地下水汲み上げを中止するとともに、沿線住民の安全、環境に対する社会的、道義的な責任を果たし、謙虚に住民の声を受けとめる企業体質に改められることを強く求め、賛成討論といたします。

○野原修議長 嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 自民党・市民の会を代表いたしまして、議会議案第13号に対して賛成の立場から討論を行います。

摂津市は、まちづくりの基本理念として、人間基礎教育を掲げ、社会のルールを守る人づくりを目指しています。

JR東海は、地盤沈下や騒音、振動、電波障害など、新幹線公害問題の解決のため、先人たちが努力してきた成果である環境保全協定という社会のルールを無視して、再三の抗議の声にも全く耳をかさず、井戸の掘削を行い、地下水の汲み上げを開始いたしました。他の企業のかがみとなるべき日本を代表する企業が、協定を守らない、社会のルールを守れない、こんなことで果たしてよいのでしょうか。

市内の多くの企業は、規模の大小に限らず地域の環境を保全するため、市民の安全を守るために、この環境保全協定を遵守していただいております。

もし、JR東海が地下水汲み上げを行なわなければならない必要性があるというのであれば、それを市が受け入れるかどうかは別問題といたしまして、環境保全協定に基づき、市と協議をし、あるいは環境保全協定の解約、改定を申し出るのが筋であり、それが社会の基本的なルールではないでしょうか。

環境保全協定を全く無視して勝手に井戸を掘削し、地下水汲み上げを開始するのは明らかに契約違反であり、社会的責任も重大である大企業がとるべき態度ではありません。

これまで摂津市はもちろん、市議会、自治連合会から環境保全協定の遵守を再三申し入れてまいりました。そのたびに立ちどまる機会があったはずであります。

J R東海には、約束を守ろうとする態度も、住民の声を聞こうとする態度も、全く見受けられません。それどころか、控訴審判決のまさに翌日には、地下水の汲み上げを開始したというではありませんか。

このような暴挙を、私たちは決して許すことができません。

今、J R東海に対して、環境保全協定の遵守と地下水の汲み上げの中止を改めて求めて、賛成の討論といたします。

○野原修議長 渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 議会議案第13号に対して、おおさか維新の会を代表し、賛成討論を行います。

昭和39年の新幹線開業以降、昭和40年代に新在家、鳥飼、一津屋、別府地区などの安威川以南地域において、著しい地盤沈下が発生しました。大阪府のデータによりますと、新在家では1年間に、昭和39年に7.13センチ、昭和40年には7.15センチを初め、1年間で7センチ以上、10年間では50センチも地盤が下がった、異常な出来事としか言いようがないような現象が起きたわけでございます。

このために、当時、大量地下水を汲み上げていた国鉄に対し、上水道や工業用水に切りかえを要請した結果、国鉄もこれを理解し、昭和52年に地下水は汲み上げないとする環境保全協定を締結しました。

そして、同時期に市内75者とも同様の協定を締結し、このことが功を奏し、その後は地盤沈下が鎮静化してきました。

昭和39年から昭和52年の間、安威川以南の新在家では54.17センチ、鳥飼八町では34.05センチの地盤沈下が、環境保全協定締結後の昭和53年から、新在家では3.13センチ、鳥飼八町では2

センチと極端な数値の差異があります。

地下水の挙動や地盤沈下は科学的に予想しがたいもので、地盤沈下が生ずるかどうかは、取水量だけではなく、地下の空間の状況によっても異なると言われていました。鳥飼車両基地周辺では、過去の地盤沈下の事実があったので、地下水の汲み上げを再開して、今後、絶対に地盤沈下が起きないと誰が保証できるのか。

裁判の中で、J R東海は、大学教授の説をもって具体的な危険性はないと言い切りました。それが、もし、地盤沈下が発生したら、J R東海が責任をとって補償してもらえるのか。自然の力は想像がつかないのであります。何より、一度、地盤沈下するとともに戻すことは至難のことであり、そのことをJ R東海はどう考えているのか。

1年間に7センチ以上、10年間で50センチも地盤が下がったことは、具体的な危険ではないのか。どこにこれだけの地盤沈下する土地があるのか。過去の経験を踏まえ、予想しがたい危険性を認めるからこそ、新たな被害を予防するのであり、地下水の汲み上げを行わないとした環境保全協定に合意したはずであります。

J R東海は、環境保全協定を旧国鉄から継承しているにもかかわらず、新幹線鳥飼車両基地にわずかに存在する茨木市域から地下水の汲み上げをするのだから、環境保全協定の対象にはならないと主張しました。これは全くの詭弁であり、日本を代表する企業として恥ずべき行為であります。

何度も言うように地盤沈下は、一旦、発生すると、原状回復は難しい公害であります。

裁判の中で、今回、掘削地から半径2キロ以内の太中浄水場では、多くの地下水を汲み上げてきたのであるけれども地盤沈下

は生じないので、汲み上げても大丈夫であるという見解であり、これはまさに認識不足であります。

安威川以北の千里丘3丁目は、昭和39年から昭和52年の間、5.22センチ、千里丘5丁目では6.80センチの地盤沈下が、環境保全協定締結後の昭和53年から千里丘3丁目では0.31センチ、千里丘5丁目では2センチの地盤沈下という数値がありました。

昭和53年から、安威川以南と安威川以北の数値の差異はないのでありますが、昭和39年から昭和52年の間の数値は明らかに違います。

太中浄水場は、昭和45年からしかデータはないのでありますが、昭和45年から昭和52年まで1.48センチ、新在家では14.92センチの地盤沈下があります。

安威川以北の太中浄水場と安威川以南の新在家との地盤沈下の数値では大きな差異がありました。

このことは、安威川以北の各測定値と、安威川以南の各測定値の同じ数値が出ている太中浄水場を例に挙げることは、完全な勉強不足であり、大学教授の資質も疑いますし、JR東海の勉強不足であり、一審、二審とも不当な判決であります。

JR東海に対して、このような危険性がある地下水の汲み上げの中止を求めていくことを述べ、賛成討論といたします。

○野原修議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 以上で討論を終わります。

議会議案第13号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○野原修議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで、平成29年第1回摂津市議会臨時会を閉会します。

(午前10時58分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 野原 修

摂津市議会議員 渡辺 慎吾

摂津市議会議員 上村 高義

☆ 添 付 資 料

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案 第 58 号	平成 2 9 年度摂津市一般会計補正予算 (第 2 号)	7 月 2 5 日	可決
議会議案 第 13 号	東海道新幹線鳥飼車両基地における地下水の揚水中止を求める決議の件	7 月 2 5 日	可決